

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年12月19日 05時00分ごろ
発生場所	長崎県対馬市比田勝港 尉殿埼灯台から真方位295° 1,300m付近 (概位 北緯34° 39.0′ 東経129° 28.7′)
事故の概要	漁船第八明真丸は、西進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年1月6日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第八明真丸、14トン NS2-12751（漁船登録番号）、有限会社網代まき網 第290-62960号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船首部船底に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか11人が乗り組み、対馬東方沖での操業を終え、自動操舵で西進中、船長が椅子に腰を掛けて単独で操船に当たっていたところ、いつの間にか居眠りに陥り、比田勝港内の変針予定地点を通過して航行を続け、同港内の轟島南方の浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>本船は、乗揚げ後、間もなく自力で離礁し、自力航行により対馬市厳原町の造船所に向かった。</p> <p>船長は、操船中に眠気を感じており、身体を伸ばしたり窓を開けて外気に当たったりしながら比田勝港から約2海里のところまで操船に当たっていたが、港まで残す航程が僅かなので眠気を我慢できると思い単独で操船を続けたので、いつの間にか居眠りに陥ってしまったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、自動操舵で西進中、単独当直の船長が、居眠りに陥り、変針予定地点を通過して同じ針路で航行を続けたことから、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、港まで約2海里なので眠気を我慢できると思い、単独で椅子に腰を掛けて操船を続けたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、本船が自動操舵で西進中、単独当直の船長が、居眠りに陥り、変針予定地点を通過して同じ針路で航行を続けたため、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 単独で操船中に眠気を感じた場合には、椅子から立ち上がった り、他の乗組員と操船を交替するなど、居眠り運航の防止措置を 採ること。・ 船橋航海当直警報装置を設置することが望ましい。
--	--